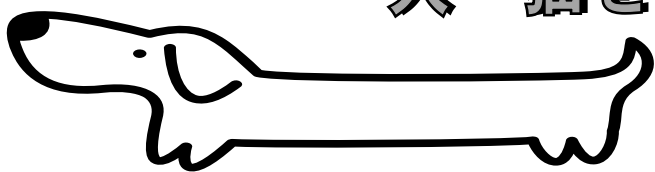


犬・猫を飼っている皆さんへ



家族の一員として愛情と責任を持って 最後まで大切に飼いましょう！

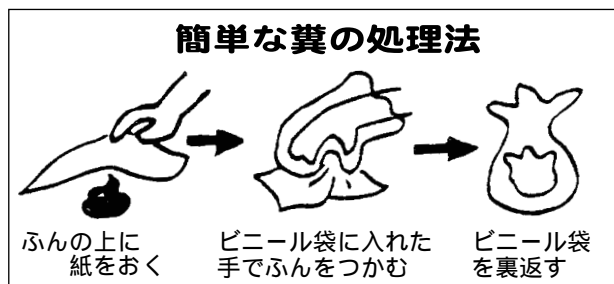
犬の放し飼いは「放し害」

朝夕、運動や排便のために放す方がいます。放し飼いにし、他人の庭や畑を荒らしたり、咬む事故を起こしたり、よその犬から病気をうつされたりします。



犬の糞の放置に「フン害」

犬を飼うなら毎日の散歩は欠かせません。他人の土地や公共の道路・公園は、犬のトイレではありません。次の図のように糞を拾って適正に処理しましょう。



猫は室内で飼おうよ！

猫をめぐる問題の多くは、屋外での行動によるものです。

室内飼育のメリットは次のようなことです。

- 近隣へ迷惑をかけない
- 交通事故や虐待にあわない
- 不必要な交配をしなくなる
- 野良猫を増やさない
- 伝染病を予防する



捨て犬・捨て猫をしてはいけません

飼えなくなったり、子犬・子猫が生まれた場合は、新しい飼い主を探しましょう。

犬や猫に対する苦情が最近多く寄せられています。
他人に迷惑をかけないように飼いましょう。

犬・猫の引き取り

毎月1回、飼い犬・飼い猫・飼い主不明の子猫を引き取ります（飼い主不明の親猫は引き取りません）。

引き取り日

10月1日(火)・11月6日(水)・12月3日(火)・平成15年1月8日(水)・2月4日(火)・

3月4日(火)

ところ / 市役所北側駐車場

時間 / 9:00 ~ 9:30

* 印鑑をご持参ください。



登録届けを！

登録をしていない犬は登録をしましょう。

登録事項の変更届けを！

次の場合、変更届の手続きをしてください。

犬が死亡したとき

犬の所有者変更や、所有者の住所が変わったとき

お問い合わせは、生活環境課環境公害係

(8 8 0 - 6 5 5 7) まで

動物情報ネットワーク システムを利用しましょう

犬を飼いたい方、譲りたい方、迷子になった犬を探している方は、インターネットを利用して、掲載・閲覧することができます。

アドレス

<http://www.med.net-kochi.gr.jp/dogstation>

お問い合わせは、県健康福祉部薬務衛生課

食品保健班(8 2 3 - 9 6 7 2) まで

近年、冷凍食品の増加や天ぷら油を使用した調理が多くなり、それに伴って天ぷら油火災が増えています。

市ではここ数年、年2〜3件の割合で発生していましたが、今年7月31日現在で既に4件発生しています。

いずれの原因も天ぷら油をコンロにかけたまま、ちよつと目を離したすきの発火です。幸い部分焼程度で済んでいます。過去の事例では全焼に至った事もあります。調理中は、絶対にその場を離れないよう気をつけましょう。

気をつけて！



天ぷら油火災
増えています

【南国市消防署】



第42回南国市美術展覧会

【一般の部】(幼児・児童・生徒の部) 同時開催

11月23日(土)～12月1日(日)の9日間
会場：スポーツセンター(前浜)

【一般の部】

部門/洋画、日本画、書道、漫画、デザイン、
彫塑・工芸、写真

応募資格/市内在住者、出身者または市内に
勤務・在学する方

出品手数料/1点につき500円。

ただし、高校生は300円。

備考/要項並びに出品票は市役所総合窓口、
市役所支所、スポーツセンター、中央
公民館、日章福祉交流センター、久礼
田体育館に9月中旬から配布予定。

搬入/搬入場所...スポーツセンター
11月18日(月) 10:00～19:00

搬出/搬出場所...スポーツセンター
12月1日(日) 16:00～18:00
12月2日(月) 9:00～13:00

お問い合わせは、生涯学習課
(8 8 0 - 6 5 6 9)まで



【幼児・児童・生徒の部】

部門/絵画、版画、デザイン、工作・工芸・立体
作品、彫塑、習字(幼児の部は除く)

搬入

幼児の部(全部門)、児童・生徒の部(絵画・
版画・デザイン・習字)

搬入場所...大篠公民館

11月1日(金) 9:00～17:00

児童・生徒の部(工作・工芸・立体作品・彫塑)

搬入場所...スポーツセンター

11月15日(金) 9:00～17:00

搬出/搬出場所...スポーツセンター

12月1日(日) 16:00～18:00

12月2日(月) 9:00～12:00

お問い合わせは、学校教育課
(8 8 0 - 6 5 6 8)まで

人権く共生の時代

⑫

人権教育シリーズ

授業の後で、生徒から念を押さ
れました。「私達には職業選択の
自由があるんですよ」と。彼女
の場合は保護者の考えている進路
と、自分が希望している進路とが
違う、という事情があったようで
す。彼女はその後もういぶん悩ん
でいたようでした。

親や大人は、つい、自分の物差
しで子どもの願いを軽視しがちで
はないでしょうか。とはいえ、進
路の決定は本人の努力のみで実現
できるものではなく、才能や経済
力、時には運など幾多の条件が加
わります。

娘が中学生の頃、「* スチュワ
ーデスになりたい」と言い出した
ことがありました。びっくりした
私は、知識を総動員してあこがれ
とされる職業の厳しさについて話
しました。すると、娘はおいおい
と泣き出し、「親は、子どもが將
来の夢を語ったら、お母さんのよ
うに否定するのではなく、子ども
を励ますべきだ」というようなこ
とを訴えるのです。私は正直、ま
いりました。その時はそう素直に

……子どもの夢・権利……

は思いませんでしたが、やはり娘
の言う通りだと思ったのです。

子どもが何か具体的な将来像を
持つ、という事はすばらしいこと
です。一社会人として職業を持つ
て生きていきたい、ということ
を自ら宣言することなのですから。
もちろん、その内容には子どもゆ
えの甘さがあるかもしれませんが。
しかし、親は無闇に子どもの夢の
欠点探しをするのではなく、夢、
実現のサポーター
として知恵を發揮
すべきなのでは
ないでしょうか。

夢の欠点や厳しさはそれに向か
って歩み始めれば、当の子ども本
人に一番よく分かることなので
から。何気ない、大人の一言でも
子どもの夢をつぶすには十分な
です。「夢をもつことができる」
そのことが子どもの権利と考えた
いです。子どもの夢・権利につい
て考えていきましょう。

* スチュワデーデス：フライト・ア
テンダント(客室乗務員)

